

2026年度 大学院修士段階における「授業料後払い制度」申請書

西暦 年 月 日

帝京大学 学長 冲永 佳史 殿

私は、国による大学院修士段階における「授業料後払い制度」（以下「本制度」という）の利用を希望し、2026年度前期の授業料納入の猶予を申請いたします。

進学予定の 研究科・専攻・コース		帝京大学		研究科		専攻		コース	
生年月日		西暦		年		月		日	
出身大学						大学			
フリガナ						学籍番号（※本学出身者のみ記入）			
氏 名									
〒									
現住所									
電話番号					e-mail				

以下、確認および承諾いただきましたら、○を記入してください。
すべてに承諾いただいた場合のみ、申請可能です。

①		本制度は大学院修了（退学した場合には退学）後に日本学生支援機構へ「返還が必要」な制度であることを理解しています。
②		過去に貸与を受けた奨学金の返還誓約書が未提出ではありません。 返還が延滞中ではありません。保証機関より代位返済が行われていません。
③		入学後に本制度への申請をしなかった場合、申請しても不採用となった場合、本制度への申請をする前に学籍異動（退学等）が発生した場合には、別途大学が指定する方法・期日に従い速やかに授業料を納入します。
④		③において、大学が指定する期日までに授業料を納入しなかった場合には学費未納除籍となり、2026年度前期に遡って履修や成績が取り消されることを承諾します。
⑤		申請にあたっては、日本学生支援機構の貸与奨学金保証制度のうち機関保証への加入が必須であり、授業料相当額に機関保証料を上乗せした額が授業料貸与額となることを承知しています。
⑥		本制度は、今後制度変更が生じる可能性があることを理解しています。

上記の事項を確認し、承諾しました。

西暦 年 月 日

本人署名

※記入にあたっては次頁説明を必ずご確認ください。

大学院修士段階における「授業料後払い制度」を希望する方へ

—2026 年度 大学院進学予定者向け—

2024 年度からの大学院修士段階（修士課程・博士前期課程及び専門職学位課程）における「授業料後払い制度」創設に伴い、本制度を希望する方については、入学手続きの取扱いを下記の通りといたします。

なお、本制度は国から追加で取扱いに関する情報が更新される可能性があるため、今後、内容が変更になる場合があることを予めご承知おきください。

1. 「授業料後払い制度」の概要

大学院修士段階（修士課程・博士前期課程及び専門職学位課程）の授業料について、在学中の授業料を国が立て替え、卒業後の所得に応じて、日本学生支援機構へ返還（後払い）する仕組みです。

2. 対象者（以下の条件をすべて満たす者）

- ・ 2024 年度以降に大学院修士段階（修士課程・博士前期課程及び専門職学位課程）に入学した者
- ・ 本人の希望に基づき、在学を通じた申請を行った者
- ・ 日本学生支援機構の、大学院修士段階を対象とした第一種奨学金（以下、「第一種奨学金」という。）と同様の家計基準及び学業成績基準を満たす者
- ・ 過去に貸与を受けた奨学金の返還が延滞中である等、第一種奨学金の貸与を受けられない事由がない者

3. 前期授業料の猶予

- ・ 対象者に対しては、入学手続き時に納付すべき授業料（入学年度の前期分）の納付を 2026 年度秋まで猶予します。
- ・ 本制度に認定された場合は、猶予された授業料（入学年度の前期分）も後払いの対象となります。

4. 入学手続き時の納付金（授業料後払い制度を申請した場合）

- ・ 入学金
 - ・ 施設拡充費（前期分）
 - ・ 学生傷害保険料
- ※必ず所定の期間内に納入してください。

5. 希望する場合の申請方法

- ・ 以下の申請書をダウンロードし、必要事項を記入の上、期日までに提出してください（出願書類に同封してください）
- ・ 提出書類：【2026 年度大学院修士段階における「授業料後払い制度」申請書】を使用してください。
提出締切日：各入試の出願期間内（出願書類に同封してください）
提出先：各研究科の出願場所（出願書類に同封してください）
※不合格となった場合は、提出書類は本学にて責任を持って破棄いたします。

6. 注意事項

- ・ 本制度は貸与であり、修了後に、所得に応じて日本学生支援機構へ返還の義務が発生します。
- ・ 本制度を利用した場合、第一種奨学金の貸与を併用して受けることは出来ません。ただし、別途「生活費奨学金」の申請をすることが出来ます。
- ・ 支援額の貸与の他に保証料の支払いが必要です。
- ・ 日本学生支援機構への申込が必須であり、2025 年秋頃から申込が開始となる予定です。
- ・ 本制度に認定されなかった場合、別途指定する納付期限までに授業料を納付することが必要となります。
- ・ 後払いできる授業料の金額(授業料支援金)は年 776,000 円を上限とされています。
- ・ 本制度は、国から追加で取扱いに関する情報が更新される可能性があります。
- ・ 採用後、申請書類に虚偽の事実が発覚した場合は、採用を取り消します。

7. 本件に関する問い合わせ先及び申請場所

研究科・専攻	問い合わせ先
医療技術学研究科 (視能矯正学専攻、看護学専攻、診療放射線学専攻、臨床検査学専攻、救急救護学専攻) 公衆衛生学研究科専門職学位課程	板橋キャンパス 事務部教務課大学院係 〒173-8605 東京都板橋区加賀 2-11-1 TEL : 03-3964-7051 Mail : gakui@teikyo-u.ac.jp
経済学研究科 (現代経済学専攻、経営学専攻) 法学研究科 文学研究科 外国語研究科 教職研究科 医療技術学研究科 (スポーツ健康科学専攻) 総合データ応用プログラム	八王子キャンパス 本部入試室 入試企画室 〒192-0395 東京都八王子市大塚 359 TEL : 042-678-3317 Mail : t-nyushi@main.teikyo-u.ac.jp
経済学研究科 (地域経済政策学専攻) 理工学研究科 医療技術学研究科 (柔道整復学専攻)	宇都宮キャンパス 学生サポートチーム 〒320-8551 栃木県宇都宮市豊郷台 1-1 TEL : 028-627-7123 Mail : gakusei@riko.teikyo-u.ac.jp
保健学研究科	福岡キャンパス 事務部学務課 保健学研究科担当 〒836-8505 福岡県大牟田市岬町 6 番 22 号 TEL : 0944-88-8679 Mail : hokengaku@teikyo-u.ac.jp

8. 日本学生支援機構(JASSO)ホームページ「授業料後払い制度」の URL

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/atobarai/index.html>